



Avid Technology, Inc.
75 Network Drive
Burlington, MA 01803

Avid Technology International B.V.
Carmanhall Road
Sandyford Industrial Estate
Dublin 18, Ireland

Avid Technology KK
〒107-0052
東京都港区赤坂 2-11-7
ATT 新館ビル 4F

Avid Advantage サポートプラン 利用規約

以下のサポートプラン利用規約は、署名された販売見積書とともに、Avid Technology, Inc.、Avid Technology International BV、または Avid Japan KK (その関連会社を含む) (以下「Avid」と呼びます) とお客様(販売見積書に記載されたエンドユーザー) との契約(以下「本契約」と呼びます) を形成します。以下の利用規約を注意深くお読みください。これらの規約は、お客様が販売見積書に基づいて Avid から購入したサポートプランの一環として Avid が実施するサービスに適用されます。

販売見積書には、サービスの対象となる製品の一覧、選択されたサポートプラン、サポートプランの開始日と料金が明記されます。ご購入いただいたサポートプランの説明が添付されています。

1. サポート プランの期間

- 1.1 販売見積書またはその他の契約文書に明記されている場合を除き、サポートプランの期間は新しい機器の出荷日または既存機器の更新日から 1 年間(以下「契約期間」と呼びます)

とし、これはさらに 1 年間更新できます(以下、それぞれの 1 年を「更新期間」と呼びます)

。

- 1.2 いずれの当事者も、相手方当事者が本契約に定める重要な義務を履行しなかった場合、不履行のない当事者からの書面による通知の受領後 30 日以内にその不履行が是正されなければ、いつでもサポートプランの契約を解除できます。紛争が起こった場合、両当事者は当事者間の交渉によって紛争を解決するために最大限の努力を払うことに合意するものとします。Avid が不履行を犯した場合

、支払い済みのサポート料金の比例分が返金されることがあります。

2. お客様の責任

- 2.1 お客様は、サポート開始日に本契約の対象となる製品またはシステムが良好かつ使用可能な状態にあることを確認するものとします。

- 2.2 お客様は、常に該当する製品仕様に明記された技術要件に従って Avid 製品を使用するものとします。

2.3 お客様は、Avid によって供給または承認された製品および周辺機器のみを使用するものとします。

標準外の製品や Avid によって承認されていない製品を使用した場合、Avid は自己裁量でサービスの提供を拒否することがあります。

2.4 お客様は、Avid から提供されたアップデート、または Avid の意向を受けて第三者から提供されたアップデートをすべて迅速にインストールするものとします。

2.5 お客様は、Avid が妥当な範囲で製品や必要なデータにアクセスすることを許可するものとします。

これにはリモートアクセスが含まれる場合があります。

2.6 製品を移設するときや内部プリント基板を交換する場合は、事前に書面で Avid に通知するものとします。

ロジスティクスや予想される移設の長さに基づいて、引き続きサポートを提供できるかどうか、サポートの提供を現地の Avid オフィスまたは ASP に移管する必要があるかどうかを Avid が助言します。書面による事前の通知なしにシステムが移設された場合、または内部部品が交換された場合、

Avid はそのシステムに対してサービスを継続する義務を負いません。

新しい場所に移設された製品は料率が調整される場合があります。

2.7 Avid のサポートプランに含まれない損失や損害から製品を適切に守ることはお客様の責任です。これにはたとえば、洪水、台風、竜巻、その他の天災、火災、電力サージ、環境汚染、ハッキング、盗難、器物損壊行為、誤用、怠慢、戦争やテロリズム、その他の外因による損害が含まれます(ただしこれらに限定されません)。Avid は、これらによって損害を受けた製品を修理または交換する責任を負いません。

2.8 製品に対するメンテナンスや修理・点検が必ず Avid の作業員または Avid の認定作業員によって実施されるようにすることは、お客様の責任です。Avid の作業員または Avid の認定作業員以外の方が犯したミスが原因で問題が発生した場合、Avid は自己裁量で、本契約に定められたサポートサービスの提供を拒否することがあります。

2.9 お客様は、サポート プランの対象となる製品のシステム ID、シリアル番号、またはその他の指定された一意の識別子のリストを Avid に提供するものとします。

3. 料金と支払条件

3.1 サービス料金: 販売見積書に記載された金額を Avid が年 1 回事前に請求するか、Avid の代理として

ASP がお客様に請求します。これらのサービス料金は前払いです。サービス料金の価格には、消費税、売上税、使用税、譲渡税、および政府当局によって課されたその他の税金は含まれていません。これらの税金はすべてお客様が支払う必要があります。

- 3.2 支払期限を過ぎた料金には、月 1.5% または適用法で許可されている最高率(適用法で許可されている最高率が月 1.5% より低い場合) の利子が発生します。Avid からの請求に対し、30 日を過ぎても支払いがなされない場合、Avid は本契約を直ちに解除または中断することができます。
 - 3.3 契約したサポート プランに含まれないサポート サービス、部品、修理は、Avid が規定した該当サービス、部品、または修理の現行の請求料率で提供されます。
 - 3.4 年間サービス料金に変更される場合は、年次更新の前にお客様に通知されます。年間サービス料金は、設置された機器の使用年数に応じて、および当該機器が積極的に販売されなくなると、増額されます。
 - 3.5 現地法で禁止されている場合を除き、Avid はいつでもサポートプランの対象範囲を変更または縮小する権利を有します。有効な契約期間中にサポートプランの範囲が変更された場合、支払い済みのサポート料金の比例分がクレジットまたは返金されます。
 - 3.6 業界標準の慣行に従い、Avid は古い製品を定期的に「生産終了」(それ以降販売しない) および「サポート終了」として指定し、その指定を公表します (avid.force.com/pkb/articles/faq/End-ofsupportdates を参照)。サポート終了日に達した、またはサポート終了日を過ぎた製品は、交換部品先渡を含め、どのような形態のサポートも受けられなくなります。
- 3.7 許可されたサポート範囲が失効したお客様は、再加入してから 45 日の待機期間が経過した後、交換部品またはハードウェア先出し交換を再び利用できるようになります。

4. 追加サービスおよびオンサイトサービス

- 4.1 契約したサポートプランに含まれないサービスまたは部品(オンサイトサービスや予防保守点検など) は、Avid が規定した該当サービスまたは部品の現行料率で提供されます。

- 4.2 電話またはインターネットを介して提供される一部のサービスにも別途料金が発生することがあります。

5. サポート プランのサービスの保証

Avid は、サポートプランのサービスが良好かつプロフェッショナルなやり方で業界標準に従って実施されることを保証します。作業終了後妥当な期間(30 日を超えない) 内に、この保証を遵守せずに作業が行われたことが認識された場合、Avid はその作業を再度実施します。お客様は、上記の是正措置が上記の保証の不履行に対する排他的な是正措置であることに同意するものとします。

- 5.1 上記の保証は、Avid がサポートプランのサービスに関して提供する唯一の明示的な保証です。この保証は、現地法で認められる範囲において、明示的か黙示的か、書面であるか口頭であるか、あるいは法定であるかそうでないかを問わず、その他すべての保証、条件、規定、および表示の代わりに明示されています。これには、特定の目的への適合性、商品性、情報提供のための内容、システム統合、侵害のないこと、および娯楽の阻害についてのあらゆる黙示保証が含まれます。

6. 賠償責任の制限および損害の除外

- 6.1 法で認められる最大限の範囲において、サポートプランのサービスの提供によって生じる Avid の賠償責任の総額は、保証、契約、不法行為、またはその他のいかなる法理論に基づくかにかかわらず、たとえ Avid がかかる損害の可能性について事前に知らされていたとしても、契約期間中にサポートプランのサービスに対してお客様が実際に支払った金額を超えないものとします。
- 6.2 法で認められる最大限の範囲において、Avid はいかなる場合も、特別損害、付随的損害、間接損害、または派生的損害について、たとえ Avid がかかる損害の可能性について事前に知らされていたとしても、一切責任を負いません。これらの損害には、本契約またはサポートプランのサービスの提供、もしくはかかるサービス実施の遅延または不履行によって生じたデータの損失または使用損失による損害(「ダウンタイム」を含みますが、それだけに限定はされません)、もしくは利益、事業、または予想される節減の損失(直接的であるか間接的であるかは問わない) が含まれます(ただしこれらに限定はされません)。
- 6.3 (a) Avid、Avid の従業員、または正式代理人の過失に起因する死亡または人身傷害、もしくは(b) 不正行為については、Avid はその責任を除外しないものとします。

7. 機密保持

各当事者は、開示者によって機密と指定されている情報(以下「機密情報」と呼びます。価格情報を含みますが、それだけに限定されません)に(物理的な形式で、または例示、表示、口頭で開示される形で)アクセスできる場合があります。お客様および Avid は、相手方当事者の書面による事前の同意なしに、もしくは適用法または開示者を管轄する規制機関からの求めに応じて、Avid がサポートプランのサービスを提供した結果として入手した相手方当事者に関する機密情報を、自らの職務を果たすためにそれらの情報にアクセスする必要があり適切な機密保持契約や非開示契約によって拘束されている従業員または代理人を除く人物に対して、直接または間接的に伝達または開示しないことに同意するものとします。この段落の目的では、当事者が入手した知識または情報が、(i) 既に周知されている場合、または一般に入手可能となる場合、(ii) その知識または情報を既に合法的に入手している守秘義務を持たない第三者から与えられた場合、(iii) 相手方当事者から情報を得る前にその情報を所有していた場合、(iv) 相手方当事者の機密情報を参照せずに当事者が独自に開発した場合、それらの知識または情報は機密情報とはみなされません。

7.1 EU 諸国に居住しているお客様は次の点に注意してください。Avid、Avid の親会社、子会社、関連会社、またはその支店に提供される情報は、お客様にサービスプランのサービスを提供するために

、Avid Technology, Inc. (米国マサチューセッツ州バーリントンに所在する会社)、その関連会社または子会社、もしくは世界各地の認定パートナー(EU で義務付けられているものと同等の保護レベルを提供していない国に所在するパートナーを含む)によって処理する目的で欧州経済領域外に転送される場合があります。米国では、必要に応じて民間部門の特定分野ごとに個別の法規制および自主規制を行うセクトラル方式のプライバシー保護を採用している点にご注意ください。さらに、欧州連合理事会の見解ではこの方式は EU データ保護指令 95/46/EC、OJ 1995 (L281) 31 の第 25 条で言及されている十分な保護レベルを提供していないとされている点にも注意が必要です。

この指令の第 26 条では、第三国によって適用される保護レベルに関係なく、データ主体が個人情報の移送について明確な同意を与えている場合は EU から第三国への個人データの転送を許可しています。本利用規約に同意することは、当該情報が米国に転送され、本契約に記載されているようにその情報が処理されることについて、お客様およびお客様のスタッフが同意することを意味します。

8. 総則

8.1 これらの利用規約は、年間プランとして販売されている Avid のカスタマーサポートサービスを統制することを目的とします。これらの利用規約は、Avid の標準製品保証、または個々の案件単位で販売されている特定の消費者向け製品のカスタマーサポートには適用されません。

8.2 これらの利用規約は、サポートプランの説明および該当する売約定書とともに法的拘束力のある契約を構成し、当事者間でそれまでに締結された本契約の主題に関連するすべての契約および合意に優先します。これらの利用規約は、両当事者の合意条件を完全かつ排他

的に記述することを目的とします。注文書またはその他の通信や文書で提案されたバリエーションは、同じことがお客様と Avid の正式代表者によって書面で合意されていない限り、効力はありません。

- 8.3 いずれの当事者も、天災、政府の行為、戦争、暴動、テロリズム、治安素行行為、労働争議、輸送不能または輸送の遅延、またはその他の合理的な支配の及ばない同類の原因によって義務の履行が妨げられた、もしくは遅延した場合については、義務の不履行とはみなさないものとします。
- 8.4 Avid の事業運営は、Avid が所有または支配する事業体、および認定サポートプロバイダ (ASP) などの第三者を通じて行われています。本契約の下で実施されるサポートプランのサービスは、Avid が直接行う代わりに、そのような被支配事業体および認定第三者によって、およびそれらを通じて行われる場合があります。両当事者はそのことを理解し、合意しているものとします。
- 8.5 各当事者は、相手方当事者の代理人またはパートナー(その目的は問わない)としてではなく、独立契約者として契約を交わします。本契約のいずれの部分も、両当事者間のパートナーシップ、合併事業、またはそれらに類似した関係を築くものではなく、そのような関係を築くものとはみなされません。書面で明記された場合を除き、いずれの当事者にも、相手方当事者を拘束する権限はなく、相手方当事者のため、または相手方当事者の代理としていかなる種類の関与を行う権限もありません。
- 8.6 本契約に定められたお客様の権利を譲渡証書、法の作用、またはその他の方法で譲渡することはできません。そのような譲渡の試み、またはその他の委譲は無効となります。
- 8.7 本契約に記載された救済措置は累加的であり、法律および衡平法上の救済措置に加えて適用されます。当事者による本契約のいずれかの条項の不履行、またはいずれかの条項の違反の権利放棄は、その他の違反の権利放棄、または当該条項の権利放棄を構成するものではありません。
- 8.8 本契約において要求または許可される通知または連絡はすべて書面で行うこととし、手交または追跡機能のある国際宅配便(Federal Express や DHL など)で渡された場合は受領された時点で、ファーストクラス航空便で送付された場合は発送から 5 日後に効力を発するとみなされます。送付は郵便料金前払いで、(a) お客様宛ての通知は売約定書に記載された

住所に、(b) Avid 宛ての通知は 75 Network Drive, Burlington, MA 01803 USA、Avid Technology, Inc. の法律顧問宛てに送付するものとします。

8.9 輸出規制。Avid の製品およびサービスは米国の輸出に関する法令および規制の対象となります。お客様は、これらの法令ならびにソフトウェアに適用されるその他すべての法令および規制を遵守する必要があります。当該法令には、輸出対象国、エンドユーザー、およびエンドユーザーによる使用に関する制限が含まれます。詳細については、<http://www.bis.doc.gov> を参照してください。

8.10 お客様の居住国の現地法が本契約で定められたいずれかの条項よりも明確に優先される場合を除き

、米国およびアジア太平洋のお客様については、これらの利用規約は、法の抵触に関する原則の適用を除いてマサチューセッツ州の法律を準拠法とし、本契約の当事者はマサチューセッツ州に所在する連邦および州裁判所の独占的な裁判権に全面的に従うものとします。米国およびアジア太平洋地域以外のお客様(利用規約が異なるドイツを除く)については、これらの利用規約はイングランドおよびウェールズの法律を準拠法とし、当事者は英国の裁判所の非独占的な裁判権に全面的に従うものとします。